

令和2年 第6回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和2年10月1日(木) 10時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第55号 専決処分について(見附市就学支援委員会相談員の委嘱について)
9.4付

議第56号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を
改正する要綱の制定について

議第57号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制
定について

○出席者(5名)

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 丞 土
学校教育課長	糺 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菫 澤 毅 夫

こども課長補佐 高 藤 英 紀
教育総務課主事 大 塚 裕 美

10時01分開会

教 育 長

只今より、令和2年第6回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議は、通常9月に招集するものでありますが、諸般の事情から、見附市教育委員会会議規則第4条第2項ただし書きの規定により、本日、招集させていただいたものであります。

それでは、これより会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1 職員の懲戒処分について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

報告事項1 職員の懲戒処分についてご報告いたします。

既に報道等でお聞き及びと思いますが、令和2年9月9日付で、教育総務課に在籍する主任、40歳代の男性職員に対しまして停職6ヶ月の懲戒処分を発令いたしました。同人は同日付けで依願退職いたしております。

事件の概要であります。本年3月に令和元年度の文部科学省所管国庫補助事業

の実績報告書を提出する際に、用地買収が完了していない一部土地を取得済みと報告し、売買契約書等の写しを偽造提出したことによるものであります。

また、管理監督の責任を負う者として、私・教育総務課長と同課長補佐及び文化財係長の3名に対しても戒告処分が発令されております。

今回の不祥事につきましては、地権者をはじめ市民及び関係の皆様のご信頼を裏切るものであり、心からお詫び申し上げます。今後このようなことが起こらぬよう、国・県とも協議しながら再発防止策を講じて参ります。

誠に申し訳ございませんでした。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

小 倉 委 員

耳取遺跡について地元小学校の教育活動に取り入れられていることもあり、子どもたちに影響のないことを望みます。

今回のことを受け、これからの国や地元住民との交渉事項等に関する見通しはありますか。

教 育 部 長

本件については、職員の処分を発表する前に県庁に行き説明をしました。加えて、文化庁にも説明に行っております。国も本件を非常に重大に受け止めているということで、厳重な再発防止策を提案・報告するようという指示を受けております。

また、先日、北谷北部・南部地区で耳取遺跡事業の中間報告地元説明会を行い、加えて、本件についてお詫び申し上げます。参りました。

地元住民の皆様からは本事業の推進を望んでいらっしゃるお声を頂戴し、こちらとしましても、以降も本事業にご協力いただけるよう地元住民の皆様にお願ひ申し上げます。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告2 9月市議会定例会について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

報告事項2 9月市議会定例会についてご報告いたします。

先の9月定例市議会におきまして議会の同意を頂き、小林弘武教育委員が再任されましたことをご報告申し上げます。

教 育 長

それでは、小林委員から再任の御挨拶をいただきたいと思えます。

小 林 委 員

また一期務めさせていただくということで、ご協力いただきながら職務に邁進していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

教 育 長

続きまして、報告3 9月市議会定例会一般質問について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

報告事項3 9月市議会定例会一般質問について、ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、石田議員、馬場議員、大坪議員、樺沢議員、渡辺議員の5名の議員から質問がありました。その概要についてご報告いたします。

まず、石田議員からは、病院事業会計繰出金のうち1億円を財源として、見附市内で生まれる子どものうち第2子からの子どもに対し、生誕時と各入学時の6歳、12歳、15歳時に、それぞれ1年間有効の「子育て支援振興券」を発行し、持続的な子育て支援を実施してはどうか、との提案がありました。

提案事業案について、実施期間が長期にわたることから安定的・継続的な財源の確保が必須となることや市立病院の経営に不可欠である繰出金の一部を実施財源へ振り向けることが難しいこと、更には、出生や転出入によって毎年対象者数が変動し財源範囲内での分配では不公平感が出てしまうことなど、実現は難しいことを答弁いたしました。

次に、馬場議員からは先の議会と同じく、国からの新型コロナウイルス関連の交付金を活用して市内の学校へ手洗い用給湯器を設置しないかとの質問がありました。

教育委員会としては、お湯でなくても必要な手洗いはできていること、また、子ども達が一齐に手洗いする際、相当数の給湯器の設置が必要となること、国の支援が期待できる大規模改修事業の際に検討したい旨を答弁いたしました。

一方、国の2次補正により、学校長の裁量により感染症予防と学習の保障を目的に必要な備品や消耗品等を迅速かつ柔軟に整備できる補助金が創設されたこと、当市においては、児童数の少ない「みつば3校」において電気温水器各1台を含む必要経費が9月議会で予算要求されていることを答弁いたしました。

次に、大坪議員からは、コロナ禍における市内の保育園等の保育環境および市内小・中・特別支援学校の教育環境の現況と課題、課題解決に向けた取り組みについての質問がありました。

保育園等の現況については、保育を必要とする家庭に対し、感染予防対策を講じた上で通常どおりの保育を実施していたこと、保育現場においては職員や子ども同

士の距離が近く、3密の回避については難しいという課題があること、また対策としては、登園前や保育中の検温・健康観察、手洗いの徹底やこまめな換気、園内の消毒など、可能な限りの予防対策を継続していくことを答弁しました。

小・中・特別支援学校における現況については、国が示しているガイドラインや衛生管理マニュアルに従い3密回避策を講じると共に、手洗いの励行、マスクの着脱指導、校内の消毒作業等に加え、新しい生活様式を取り入れた教育活動を実施してきたことを説明いたしました。

課題については、感染症の予防対策を徹底しながら授業や部活、各種行事等の教育活動を継続し、子ども達へ学びを保障していくことが重要な課題であることを説明しました。

また、対策としては、国の支援策を活用し、消毒清掃員やスクールサポートスタッフの配置、校長裁量で執行できる予算の配当や、オンライン授業ができる環境整備を現在進めていることを答弁いたしました。

次に、樺沢議員からの市内に新型コロナウイルス感染症が発生した時の緊急保育体制についての質問に対しては、市独自の対応方針を定め、休園にする条件や休園日数、濃厚接触者の取扱い、緊急保育体制の概要等について説明いたしました。また、私立や認定こども園も含め、各園の緊急時の対応内容や緊急保育の利用予定家庭など、事前の把握に努めていることを説明しました。

樺沢議員の通学路に出没する熊への対応に関する質問については、学校やPTAから子ども達へ熊鈴配布を行っていること、熊の目撃情報を緊急メールや学校メールを通じて配信していること、目撃情報に対しては教職員やボランティアによる子どもの見守りを実施していることを説明しました。また、状況により通学路の変更やワゴン車による送迎なども実施した例があることも答弁しました。

なお、熊の出没は突然で様々な場所へ現れていることから対応策に決定打がない

のが現状であり、状況を見ながら対応していくしかないことを答弁いたしました。

最後に、渡辺議員からコロナ禍における教育に関する現状についての様々な質問がありました。

まず、市内小中学校における授業時数の不足状況の質問に対しては、国の緊急事態宣言による臨時休業で、市内の小中学校では実質8日間の休業となったこと、また、夏季休業の開始を8月1日からにしたことと学校行事の実施を控えたことにより、殆どの小学校と全ての中学校において1学期予定していた授業時数を上回ることができたことを答弁いたしました。

次に、延期していた修学旅行の実施等については、各校長から修学旅行の意義を踏まえ、児童生徒や保護者の意向を尊重しつつ実施の方法を探っている旨の報告を受けていることを説明しました。

また、新型コロナに関連したいじめ問題についての質問では、現在までにいじめの報告を受けていないこと、また、いじめは人権侵害の行為であり、これまで同様に大人が毅然とした態度で決して許されない行為であることを示していきたい旨を答弁いたしました。

最後に、学校のトイレを含む校内の消毒方法を問う質問については、感染症予防の徹底と教員の負担軽減を目的に、消毒清掃員を小・中・特別支援学校及び公立保育園等の22か所へ配置することを答弁いたしております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告4 第5次見附市総合計画後期基本計画の策定について、教育部長より説明願います。

教育部長

報告4 第5次見附市総合計画後期基本計画の策定についてご報告いたします。

令和2年度に第5次見附市総合計画の後期計画の策定作業があることから、タイミングを合わせて、見附市教育大綱を兼ねる総合計画の基本目標4「人が育ち人が交流するまち」の更新作業を本年度の総合教育会議のテーマにしたいと考えております。

本定例教育委員会では、これまでに明らかになりました策定方針及び前期計画の検証をお示しし、問題提起をさせていただきます。

今後の教育委員会の中で、施策体系等の素案について協議させていただき、1月に総合教育会議を実施したいと思います。

それでは、資料に沿って説明いたします。

項目1、策定方針についてですが、まず、計画期間を令和3年度から令和7年度の5年間とします。

策定方針としては、「スマートウェルネスみつけ」の実現など現計画の基本的な考え方を骨格とし、前期基本計画策定以降の社会経済環境の変化も踏まえ、SDGsやソサエティ5.0などの新たな視点や、新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクへの対応も取り入れ、これまで積み上げてきたまちづくりを継続・発展させていくという骨子でございます。

続きまして、総合計画全体の体系についてですが、基本構想及び基本目標4つは、今のところ変更していません。

このうち、基本目標4「人が育ち人が交流するまち」に応じた基本施策が7項目設定してあります。その基本施策がどの程度達成できたかを計る指標が別途設定さ

れています。

さらに、各基本施策に対して3～4の主要施策が付随し、その主要施策を実際に押し進める事業として54の事業を実施するという形が総合計画全体の体系となっております。

続きまして、令和2年度までの前期計画の検証に移ります。教育大綱に関連する事項について、7つの基本施策の達成度を計るため、12項目の成果指標を設定しています。

それぞれの指標の評価としまして、二重丸、丸、三角、バツで判定しています。二重丸が12項目中8項目、66.7%達成となっております。

丸はございません。

続いて三角の評価、「数値の維持」という評価をいただいた項目が3項目、25%になります。

バツ、「数値の悪化」と評価されたのが1項目、全体の8%になります。該当するのが出生数の維持という指標項目です。これについて、出生数の維持ということで目標値を令和2年度で300名と設定しています。平成27年度からの実績値では、300名を上回ることが一度もなく、かつ年々減少してきている状況でございます。

過去5年間の取り組みの内容としましては、検診費や医療費の助成を行ったり、妊娠・出産・育児の包括支援を行う「ネウボラみつけ」を立ち上げたりしてきました。

この出生数の維持という課題は見附市だけのものではなく、首都圏を除く日本全国の自治体が最大課題として取り組んでいるものです。

教育委員会ができることとして、現在見附市在住の方々に第2子、第3子を産んでいただく、気持ちよく子育てをしていただくということは最大限取り組んでいる

ところですが、最大の課題となっている出産適齢期の女性が市外に流出している、転入も少ないというような点に見附市全体で取り組んでいくことが必要となっていきます。

お渡ししました資料、第5次見附市総合計画前期基本計画の抜粋には、基本目標、その下に基本施策と基本施策の達成度を計る指標と各目標値など、続けて、それを達成するための主要施策、主要事業が掲載されています。

1月に予定している総合教育会議までの検証事項としましては、基本施策7本について、今日の社会情勢の変化を受けて修正が必要な箇所等はないかを検証していく、さらに、それに付随した主要施策に新たに追加したり削除したりするような項目がないのか、文言の変更がないのか、といったことを検証していくことになります。

加えて、主要事業について「こんなこともやると良いのではないか」というようなご提案もいただけると有難いと考えています。

以上の3点について、次回以降の教育委員会の中で検証を進めていくこととなりますので、各委員の皆様にもご検討いただけますようお願いしたいと思います。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

皆様には一度お持ち帰りいただきましてご検討いただき、1月の総合教育会議まで検証を重ねていくということでお願いしたいと思います。

教 育 長

続きまして、報告5 成人式日程の再延期について、まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

報告5 成人式日程の再延期について報告いたします。

例年、見附市の成人式は5月3日に実施しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、11月22日に延期して開催する予定でした。

ですが、一部報道に出ておりますとおり、再延期ということで、年明けの3月20日(土・祝)に変更することとなりました。まだ時間は確定しておりませんが、午後の開催を予定しております。

参加者や来賓の皆様に向けては、今月中旬を目途に郵送にてお知らせすることとしております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

では、日程第3 議第55号 専決処分について(見附市就学支援委員会相談員の委嘱について)を議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

3ページ、議第56号専決処分について、4ページ専決第16号をご覧ください。見附市就学支援相談員の委嘱について、令和2年9月4日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

見附市就学支援相談員を委嘱しておりました、田井小学校 渡邊路恵教諭が産前産後休暇を取得することから、後任として同校の片岡彩子教諭を令和2年9月4日付けで委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任

期は前任者の在任期間の令和3年3月31日までとするものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第56号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

5ページをご覧ください。議第57号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

本要綱の改正の理由でございますが、医療機関等によって、文書料に含まれる「医療的ケア指示書」に料金の有無があることから、教育の機会均等を考慮し、医療的ケア実施に伴う保護者負担について、見直しを行うものでございます。

6ページ新旧対照表をご覧ください。経費 第13条第2項中「する。」の次に、「ただし、市長が認める場合は、この限りではない。」を加え、7ページ別記様式4中「なお、この事業に関し、医療機関に対する診療報酬、指示書料及び医療的ケアに必要な

消耗品等は、保護者の負担となりますのでご承知おきください。」を削除し、文書料に含まれる医療的ケア指示書については、料金が発生した場合は公費負担に改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第57号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

8ページをご覧ください。議第57号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

要綱の一部改正の理由でございますが、子育て応援カードは、子育て世帯が協賛店のご協力によりさまざまな割引や特典を受けることができるカードです。現在、

18歳未満のお子さんをお持ちの世帯に1枚のカードを交付しているところではありますが、子育て世帯からは、共稼ぎのご家庭など、両親ともにお買い物に行かれる機会も頻繁にあるとのことで、世帯に2枚の交付を希望する声を最近、多くいただいている状況であります。

そこで、市では、協賛店へのアンケートにより、世帯に2枚交付することについて調査したところ、回答をいただいた協賛店の97%から賛同を得ることができました。なお、この調査の内容については、配布しました資料をご参照ください。

このことから、市では、子育て支援の更なる充実を図るため、希望により追加で1枚交付することとするものです。

改正箇所についてですが、第5条中「見附市子育て応援カード交付・再交付・変更申請書」を「見附市子育て応援カード交付・再交付・変更・追加申請書」に改め、別記第3号様式を10ページ右側のように改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は、令和2年11月1日から施行するものとしております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小 倉 委 員

子育て応援カードについては、私自身も利用しながら世帯に1枚の配布では不便だなと感じていたところで、2枚配布することは良いことだと思います。

今回の調査結果を見ると、1カ月の利用件数が少ないように感じます。大型スーパーマーケットなどではカードを提示している様子をよく見かけるのですが、まちなかの個人でやっているお店などで特典をより充実させて、利用を促進できると良いのではないかと考えます。

今回、世帯配布枚数が2枚に増えるということで利用促進が図れるとは思いますが、カード特典をさらに充実させることにより利用の促進を図っていくということも検討があってよいのではないかと思います。

こども課長

現在、各子育て世帯には、「子育て応援カード協賛店マップ」を配布しまして、各協賛店の位置や特典をお知らせしているところです。

この子育て応援カード事業は、市から協賛店への持ち出しは一切なく、すべて協賛店のご厚意により、特典を提供していただいているところです。カード提示による割引分やプレゼント分はすべて協賛店にご負担いただいています。そのため、特典の充実について、こちらからはお願いしづらいところです。

こども課としましては、このカードと協賛店の情報を子育て世帯に対してさらにPRしていき、より多くの子育て世帯から協賛店を利用していただけるようにしていきたいと考えます。

小倉委員

子育て応援カードの2枚目の交付について、祖父母は対象となるのですか。

こども課長

想定としては、父母の2人分ということとしています。

齋藤委員

子育て応援カードの交付条件について教えてくださいませんか。

こども課長

現在は、18歳未満のお子様が一人生らっしゃれば交付されます。お一人目を妊娠中の段階から交付しています。

齋藤委員

対象となる家庭のほとんどがカードを持っているのでしょうか。

こども課長

転入の手続きや妊娠の届出にいらっしゃった際に合わせてカードについて説明し、カード交付の手続きを行っていただいております。中には辞退される場合もありますが、こちらとしては、対象世帯にはもれなくお声掛けし、交付しているところです。

カードには有効期限があり、更新がありますが、更新対象世帯へは手続等は必要なく、更新後のカードをお送りしています。

教 育 長

他に質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで令和2年第6回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

10時44分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

武田 一夫

